

2024年4月1日

(多摩) H-0501t

環境関連法規制等登録簿

1. 法律・条例

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
事業活動全般	環境基本法	第8条 第9条	事業者の責務 国民の責務
	東京都環境基本条例	第6条 第7条	事業者の責務 都民の責務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第89条 第90条	指定作業場の設置の届出 指定作業場の変更の届出
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第4条 第10条	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第4条	事業者の責務
	町田市環境基本条例	第3条 第5条 第7条 第8条 第20条第1項 第22条第1項 第23条 第24条 第25条 第26条	基本理念 事業者の責務 在勤在学者等の責務 環境配慮 環境監査の実施 事業情報の公表 環境学習の推進 自発的活動の推進 情報の提供 広域的協力
エネルギーの使用	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	第4条 第7条 第8条 第9条 第10条 第12条 第15条 第16条	エネルギー使用者の努力 特定事業者の指定 エネルギー管理統括者の選任・届出(中長期的な計画の作成) エネルギー管理企画推進者の選任・届出 第1種エネルギー管理指定工場等の指定 エネルギー管理員の選任・届出 中長期的な計画の作成(非化石エネルギーへの転換) 定期の報告
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 施行令	第2条	特定事業者の指定にかかるエネルギーの使用量(特定事業者の指定要件は原油換算1500KL/年以上)
危険物質等(灯油) (1・6号館)	水質汚濁防止法	第14条の2	事故時の措置
	消防法	第14条の3の2	定期点検(危険物施設)

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
消耗品、準備品、備品	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第5条 第6条	事業者及び国民の責務 環境物品等の調達の基本方針
地球温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条 第6条 第23条 第26条 第36条	事業者の責務 国民の責務 事業活動に伴う排出抑制等 温室効果ガス算定排出量の報告 (事業者単位での算定・報告) 事業者の事業活動に関する計画等
	地球温暖化対策の推進に関する法律 施行令	第5条	特定排出者 (原油換算エネルギー使用量が1500KL/年以上の事業者)
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第5条の5 第5条の8 第5条の9 第5条の11 第5条の12 第5条の16 第5条の22 第5条の24 第5条の25 第6条 第6条の2 第8条の23 第8条の24 第1項	地球温暖化対策の推進 指定地球温暖化対策事業所の指定等 (特定地球温暖化対策事業所) 指定地球温暖化対策事業所の変更等 特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減 (総量削減義務の導入) 削減義務率 基準適合の検証 (登録検証機関) 振替可能削減量の振替等の申請 (排出量取引導入) 削減目標の設定 温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策計画書の作成等 統括管理者等の選任等 「統括管理者」の選任義務 (第1項) 「技術管理者」の選任義務 (第2項) 地球温暖化対策報告書の作成等 地球温暖化対策報告書の公表

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
地球温暖化対策	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 施行規則	第4条 第4条の2 第4条の3 第4条の5 第4条の6 第4条の7 第4条の8 第4条の9 第4条の10 第4条の16 第4条の17 第4条の18 第4条の22 第4条の23 第4条の24 第5条の17 第5条の19 第5条の20	指定地球温暖化対策事業所 (原油換算エネルギー使用量 1500KL/年以上が該当事業所) 特定地球温暖化対策事業所 削減計画期間 特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出 指定地球温暖化対策事業者の指定等の通知 指定地球温暖化対策事業者の変更等 指定の取り消し 義務履行期限 振替可能削減量 削減義務率 基準排出量 基準排出量の決定の申請 削減目標の設定 地球温暖化対策計画書の提出 統括管理者等の選任 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策報告書の提出 地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表
空調設備	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第4条 第19条 第43条 第74条	製造業者等の責務 フロン類算定漏えい量等の報告等 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等 第一種フロン類充填回収業者の費用請求等
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	循環型社会形成推進基本法	第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第11条 第12条	循環型社会の形成 適切な役割分担等 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制 循環資源の循環的な利用及び処分 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則 施策の有機的な連携への配慮 事業者の責務 国民の責務
	資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条 第5条	事業者等の責務 消費者の責務
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第4条	事業者及び消費者の責務
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材(石綿含有廃棄物を含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第2条の4 第3条 第6条の2 第6,7項 第6条の3 第11条 第12条 第12条の2 第12条の3 第7項	国民の責務 事業者の責務 事業者の一般廃棄物の運搬処分の委託 事業者の協力 事業者及び地方公共団体の処理 事業者の処理 事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票(産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第2条の4 第3条 第4条の3 第4条の4 第6条 第6条の2 第6条の5 第6条の6	特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物(P C B他)、廃石綿(工作物含む)等) 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(石綿含有一般廃棄物(石綿0.1%以上含有)含む) 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(石綿含有産業廃棄物(石綿0.1%以上含有)含む) 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準(廃石綿等含む) 事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条 第8条の4の2 第6項亦	産業廃棄物保管基準 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物(石綿0.1%以上含有)が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載しなければならない。
	東京都廃棄物条例	第8条 第10条 第11条 第12条 第14条第1項 第17条	事業者の基本的責務 事業系廃棄物の減量等 都民の基本的責務 商品の選択 産業廃棄物管理責任者の選任 産業廃棄物管理票

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
上質紙, 缶, ビン, ペットボトル, 新聞, 雑誌, 乾電池, ダンボール, OA用紙, OA機器, 可燃ゴミ, その他の不燃ゴミ, 建築廃材(石綿含有廃棄物を含む)	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第11条 第17条 第20条 第27条 第40条 第42条 第66条	基本的責務 事業者の減量義務 一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務 事業系廃棄物の処理 事業系一般廃棄物保管場所の設置 一般廃棄物管理票 一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置
	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	第9条 第10条 第11条 第12条 第20条 第21条	一定規模以上の事業用建築物 廃棄物管理責任者 一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画 再利用対象物の保管場所 事業系廃棄物保管場所の設置基準 一般廃棄物管理票対象事業者
エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 洗濯機	特定家庭用機器再商品化法	第6条	事業者及び消費者の責務
校用車	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第8条 第73条	使用済自動車の引渡し義務 再資源化預託金等の預託義務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第52条 第53条	自動車を運転する者の義務 事業者の義務
生ゴミ(関連業者)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第4条	事業者及び消費者の責務
汚水処理場	浄化槽法	第5条第1項 第10条 第11条	浄化槽設置・変更届 浄化槽管理者の義務 定期検査
	水質汚濁防止法	第5条 第7条 第10条 第14条 第14条の2	特定施設の設置の届出 特定施設の構造等の変更の届出 氏名の変更等の届出 排出水汚染状態測定等 事故時の措置
	東京都浄化槽の保守点検等に関する規則	第18条第4項	浄化槽維持管理状況報告
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第95条 第98条	水質の測定等 事故届等
ボイラー(6・14・15号館) 冷温水発生機(7・8・18号館)	大気汚染防止法	第3条 第6条 第8条 第13条 第16条 第17条の2	排出基準 ばい煙発生施設の設置の届出 ばい煙発生施設変更等の届出 ばい煙排出の制限 ばい煙等の測定 事業者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
ボイラー(6・14・15号館) 冷温水発生機(7・8・18号館)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第68条 第94条 第98条	規制基準の遵守等 ばい煙濃度の測定等 事故届等
自家用発電機(1号館)	電気事業法	第48条第1項	事業用電気工作物の設置・変更の工事届出
	電気関係報告規則	第4条	公害防止等に関する届出
送風機(1・3号館)	騒音規制法	第6条 第8条 第10条	特定施設の設置の届出 特定施設の数等の変更の届出 氏名の変更等の届出
化学物質(12号館)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第2条 第4条	定義等 事業者の責務
毒物・劇物(経済学部)	毒物及び劇物取締法	第11条 第12条	毒物又は劇物の取扱 毒物又は劇物の表示
屋内環境	大気汚染防止法	第2条 第18条の14 第18条の17	定義等 特定粉じん排出等作業の作業基準 特定粉じん排出等作業の実施の届出(都道府県知事)
		第10条の4 第13条 第16条の4	特定粉じん排出等作業の実施の届出 ※ 作業基準に定める掲示板の設置状況を示す見取図を届出書に添付することを義務付け ※ 届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。 届出書の提出部数等 作業基準(建築物以外の工作物に適用される作業基準は、従来の建築物における作業基準と同様)
施設等の緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例 (自然保護条例)	第13条 第14条	施設等の緑化義務 緑化計画書の届出(千m ² 以上の敷地で新築・改築の際)

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
建築物による環境配慮	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第20条 第21条	配慮指針に基づく環境配慮の措置(建築物の新築又は改築の場合にあっては延べ面積が、建築物の増築の場合にあっては増築部分の延べ面積が、2 m ² であることとする。) 建築物環境計画書の作成等
感染性廃棄物(注射針・採血管)の廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2 第12条の3 第7項	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条の13	特別管理産業廃棄物保管基準
	東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	第4条 第5条	責任者の設置に係る報告書の提出 責任者の変更に係る報告書の提出

2 その他の要求事項

主な環境側面	要求事項	主要条文	適用内容
アスベスト (建築材中にふくまれるもの)	東京都指導指針 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針 (R4.4.1 改正)		建築物の解体、改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物（飛散性のもの及び非飛散性のもの）の適正処理

主な環境側面	要求事項	主要条文	適用内容
エネルギー全般	環境自主行動計画 H27.7.29 全私学連合の申し合わせ	【目標】	<p>① 第一次の環境自主行動計画では、「前年度比マイナス1%」(※)との目標を掲げつゝも、実際には、教育研究活動を活発に行う際の私立学校が抱える特性や東日本大震災後の原発停止により火力発電量が増加したこと等により、基準年度（2007年度）との比較で増加との結果となったため、改めて2015年度を基準年度に、2016年度から2020年度の間において、CO₂排出量が、「前年度比マイナス1%」(※)になるよう、引き続き教育や研究の内容に応じて削減のための努力をする。</p> <p>(※) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）第5条第1項の規定に基づく“工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準”を定めた経済産業省告示第66号（平成21年3月31日）の「II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考として設定。</p> <p>② 公の教育機関である私立学校ならではの環境教育・環境保護に関する研究の促進などを通じ、将来にわたり地球温暖化対策で社会に大きく貢献する。</p>